

注意:本制度は2018年度をもって終了となります。

## 2018年度 立命館大学大学院研究生学会旅費補助 募集要項

本制度は、大学院学生学会奨学金と同じ趣旨で設けられたもので、研究生(※)が研究業績を積むために学会発表を行った際に生じた交通費や宿泊費という経費の一部を補助する制度です。

各研究科1名について国内で開催される学会で発表するために要した旅費の2分の1以下(2万円を限度)を補助します。補助の対象は、各研究科につき1名とします。

※「研究生」とは本学大学院の博士課程後期課程および一貫制博士課程の履修条件を満たした者で、更に研究を継続するために、本学の研究施設の利用を許可された者を指します。

※

対象期間	2018年4月1日～2019年3月末日までに開催された学会 ※学会の会期が年度をまたがる場合には、出発日が2019年3月末日までが対象です。
申請期間	2018年4月2日～2019年2月末日 ※3月に開催される学会については、2月末日までに事前申請を行ってください。
支給時期	2019年3月～4月に申請書本人名義の銀行口座に振り込みます。 申請期間後、各研究科において選考を行い、支給者を決定します。
提出書類	※領収書、宿泊証明書、クレジットカード利用明細書には申請者の署名・押印が必要 1. 立命館大学大学院研究生 学会参加報告書兼旅費補助申請書 立命館大学大学院キャリアパス推進室ホームページからダウンロードしてください。 2. 当該学会での報告がわかるもの (報告者・報告テーマ・報告日が記載されたもの/発表に使ったポスター、スライド等) 3. 当該学会の開催がわかるもの(案内または要項・プログラム) (学会名、開催地・会場、開催期間、全プログラム内容がわかるもの) 4. 宿泊した場合は、宿泊日の確認できる宿泊領収書(原本)と明細、または宿泊証明書 (原本) 5. (開催地が北海道、沖縄県、離島の場合のみ) 航空運賃の領収書(原本)と明細、フライトスケジュール、搭乗券の半券(原本) 6. (クレジットカードで支払いした場合のみ)クレジットカード利用明細書もあわせて提出
申請書提出先	【衣笠】大学院課(至徳館4階) 【BKC】学びステーション(プリズムハウス1階) 【OIC】学びステーション(A棟1階AC事務室) ※OICのみBOX回収になります。

注意事項:

- 3月に開催される学会に参加する場合は、帰着後1週間以内(帰着が3月20日を過ぎる場合は遅くとも3月29日までのうちで速やかに)に、学会参加後でないと入手できない書類や、事前申請時から変更が発生した書類を提出してください。(精算額が補助金額より少ない場合は、返還を求めます。ただし、追加支給はありません)。不参加の場合も必ず申告すること。
- 交通費、宿泊費は規程別表の「旅費の支給基準」により事務局にて算出します。  
ただし、学校学生生徒旅客運賃割引証使用は適用しません。

<事務局・問い合わせ先>

立命館大学大学院課

住所:〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1 至徳館4階

TEL:075-465-8195

注意:本制度は2018年度をもって終了となります。

立命館大学大学院研究生学会旅費補助規程

別表 旅費の支給基準

交通費	<p>1 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃および航空運賃とする。</p> <p>2 交通費は、順路に従い最も経済的かつ合理的な経路および方法により算定し支給する。</p> <p>3 交通費は、所属する研究科に応じて次の各号に掲げる起点駅を定め、目的地までの往復の費用を支給する。</p> <p>(1) 衣笠キャンパスに所在する研究科 バス停「立命館大学前」</p> <p>(2) 朱雀キャンパスに所在する研究科 JR二条駅</p> <p>(3) びわこ・くさつキャンパスに所在する研究科 バス停「立命館大学前」</p> <p>(4) 大阪いばらきキャンパスに所在する研究科 JR茨木駅</p> <p>4 前項第3号において、京都以東への新幹線利用の場合はJR京都駅を経由する運賃を加算する。在来線特急または急行を利用しJR京都駅からの乗車を要する場合も同様とする。</p> <p>5 全項第4号において、大阪以東への新幹線利用の場合はJR新大阪駅を経由する運賃を加算する。在来線特急または急行を利用しJR新大阪駅からの乗車を要する場合も同様とする。</p> <p>6 目的地における現地交通費は支給しない。</p> <p>7 鉄道賃はJR起点駅と用務地に最も近いJR駅間の往復にかかる乗車する日の料金(以下「当日料金」という。)とする。ただし、次の各号に定める場合は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開催地の最寄りにJR以外の公共交通機関がある場合は、JR起点駅と開催地に最も近いJR以外の公共交通機関駅の往復にかかる当日料金を支給する。</p> <p>(2) 乗車区間が1列車につき片道100キロメートル以上となる場合は、新幹線の指定席料金、特別急行の特急料金または普通急行の急行料金を支給する。</p> <p>(3) 新幹線と在来線の特急または急行を乗り継ぐ場合は、乗継割引料金を支給する。</p> <p>(4) 往路および復路において同一区間、同一経路であり、片道の乗車区間がJRの定める営業キロで601キロメートル以上である場合、往復割引料金にて支給する。</p> <p>(5) グリーン車の利用料金は、支給しない。</p> <p>(6) 寝台車を利用した場合であっても、第1号から前号までの定めにより支給する。</p> <p>8 バスを利用する場合には、開催地に最も近い公共交通機関駅から開催地の最寄りのバス停留所までの往復バス賃を路程に応じて支給する。</p> <p>9 船舶を利用する場合は、最寄り港から開催地の最寄り港までの往復船賃の1等の料金を路程に応じて支給する。ただし、等級のない場合は乗船に要する額を支給する。</p> <p>10 開催地が北海道、沖縄県または離島の場合に限り、開催地の最寄りの空港までの航空賃を支給することができる。</p> <p>11 航空賃は、エコノミークラスの運賃を上限とし、現に支払う旅客運賃を支給する。この場合においては、当該運賃の領収書および搭乗券半券の提出を要する。</p> <p>12 利用する空港は、大阪国際空港(伊丹空港)または関西国際空港とする。ただし、合理的と認められる場合、神戸空港その他の空港の利用を認めることができる。</p> <p>13 起点駅から利用空港までの交通費は、所属する研究科に応じて次の各号を支給する。この場合において、第7項第2号にかかわらず、特急料金を支給することができる。</p> <p>(1) 衣笠キャンパスに所在する研究科 バス停「立命館大学前」を起点として、 イ 京都市内バス車賃および次のいずれかの旅費 ロ JR京都駅から大阪国際空港(伊丹空港)までの空港リムジンバス車賃 ハ JR京都駅からJR関西空港駅までの鉄道賃</p> <p>(2) 朱雀キャンパスに所在する研究科 JR二条駅を起点としてJR京都駅までの鉄道賃および次のいずれかの旅費</p>
-----	--

注意:本制度は2018年度をもって終了となります。

	<p>イ JR京都駅から大阪国際空港(伊丹空港)までの空港リムジンバス車賃</p> <p>ロ JR京都駅からJR関西空港駅までの鉄道賃</p> <p>(3) びわこ・くさつキャンパスに所在する研究科 バス停「立命館大学前」を起点として、JR南草津駅までのバス車賃およびJR南草津駅からJR京都駅までの鉄道賃および次のいずれかの旅費</p> <p>イ JR京都駅から大阪国際空港(伊丹空港)までの空港リムジンバス車賃</p> <p>ロ JR京都駅からJR関西空港駅までの鉄道賃</p> <p>(4)大阪いばらきキャンパスに所在する研究科 利用する空港に応じて、大阪モノレール宇野辺駅を起点駅として、大阪国際空港(伊丹空港)までの鉄道賃、JR茨木駅を起点駅としてJR関西空港駅までの鉄道賃</p> <p>14 前項にかかわらず、大阪国際空港(伊丹空港)または関西国際空港以外の空港を利用する場合について、起点駅から利用する空港までの交通費を支給することができる。この場合において、第7項に「用務地に最も近いJR駅」を「利用する空港」と読み替えて準用する。</p> <p>15 開催地の最寄り空港から、公共交通機関を利用しなければ開催地に至らない場合は、第7項に「JR起点駅」とあるのを「開催地の最寄り空港」と読み替えて準用し、交通費を支給することができる。</p>
宿泊費	宿泊費は一夜10,000円とし、夜数に応じ支給する。ただし、列車で移動中または船舶で航行中の宿泊については、これを支給しない。